

第5章 料金納付の口座振替制度の導入

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

特許法、実用新案法、意匠法、商標法、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号）又は特例法において、特許料等及び手数料の納付については、以下の方法を法令に規定している。

① 特許印紙による同時納付

特許出願等の手続に際し、特許印紙を手続書面に貼付して納付する（特許法第195条第8項等）。

② 特許印紙の予納

特許出願等の手続に当たり、納付すべき手数料等の見込額を特許印紙で予納し、特許出願等の手続の際に当該見込額からの納付の申出に相当する金額を控除し、納付に充てる（特例法第14条、第15条及び第16条）。

③ 納付書による現金納付

特許出願等の手続に先だって、手続者が特許庁長官から取得した納付書により金融機関に手数料等を納付した上で、当該納付に係る納付済証を手続書面に添付して手続する（特許法第195条第8項ただし書等、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金省令」という。））。

④ 電子現金納付

特許出願等の手続に先だって、手続者が電子情報処理組織を使用して特許庁長官から取得した納付情報を用い、インターネットバンキングやATMを利用して金融機関に手数料等を納付した上で、納付情報のうち納付番号を手続書面に記載して手続する（特許法第195条第8項ただし書等、工業所有権

に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第41条の8から41条の10）。

（2）改正の必要性

我が国特許庁では、迅速かつ的確な産業財産権の権利化の促進の観点から、世界に先駆けてペーパーレス化を推進し、ネットワークインフラを活用することで、制度利用者の利便性向上に努めてきた。具体的には、インターネットを利用した電子出願の促進及び特許電子図書館（IPDL）やCD-ROM公報といった産業財産権情報の電子的提供に取り組んできたところであり、近年の情報化の進展やインターネットの普及も伴って、平成18年においては、特許及び実用新案に係る電子出願率は約97%に達している。

しかしながら、当該電子出願に係る料金の納付方法に関しては、その料金納付件数のほとんど（99.7%）が非電子的手続である特許印紙で行われており（特許印紙予納を含む）、これは、多額の特許印紙の購入・運搬・申請書への貼付など、制度利用者に対し料金納付事務の煩雑化やリスクを強いることとなっている。

これに対し、近年、公共料金の支払等における決済方法について、金融機関等の預貯金口座からの振替（以下「口座振替」という）による納付やクレジットカードの利用が一般的に普及しているなど決済方法の多様化が進んでおり、産業財産権に係る手数料等の決済方法についても、利用者の利便性向上の観点に立った対応が求められている。さらに最近では、国庫金納付に係る大規模な電子決済インフラが整備されてきており、関係省庁や関係機関等の協力のもと、オンラインシステムを利用したリアルタイムによる口座振替納付が可能となった。

このような状況を踏まえ、特許料等及び手数料の特許等関係料金について、出願人等手続者の利便性向上を図る観点から、口座振替による納付制度を導入することとした。

2. 改正の概要

特許料等及び手数料の特許等関係料金について、出願人等手続者からの申出により、口座振替による納付を可能とするため、特例法に口座振替による納付に係る規定を新設した（特例法第15条の2）。また、手続者本人から委任を受けた代理人による手続についても口座振替による納付を可能とするため、必要な読み替え規定を定めた（同法第16条）。

なお、今般導入を行う口座振替納付制度は、以下の方法により行うことを予定している。

① 三者間契約に基づく事前手続（事前の届出）

特許庁長官、手続者及び金融機関の三者間において、あらかじめ、「特許料等又は手数料の納付に際し、手続者から口座振替により納付する旨の申出があった場合には、当該申出に基づき、特許庁長官は金融機関に口座振替に係る情報を送信し、金融機関は手続者に代わり特許料等又は手数料の納付をする」旨を合意（契約）する。

② 申出に基づく口座振替による納付

納付を伴う特許出願等の手続に際して、出願人等が前述の合意に基づく口座振替による納付の申出をしたときは、特許庁は金融機関に対しオンラインリアルタイム処理により口座振替に係る情報を送信し、これにより金融機関は手続者の口座から国庫金口座に納付すべき額を振替える。

3. 改正条文の解説

◆工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第15条の2（新設）

（口座振替による納付）

第十五条の二 特許料等又は手数料を現金をもって納めることができる

場合において、特許庁長官は、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（次項及び次条において「口座振替による納付」という。）を希望する旨の申出（電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）があった場合には、その申出を受けることが特許料等又は手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。

2 前項に定めるもののほか、口座振替による納付の手続その他必要な事項は、経済産業省令で定める。

(1) 口座振替納付の根拠規定について

財政法(昭和22年法律第34号)第2条第1項において、国の収入及び支出とは、現金の収納及び現金の支払いをいうとして規定されており、国庫金の収納方法は原則として現金によってされるものとされている。例外としては、証券又は印紙をもって納付することができるとされている²¹。このように、国の収入の納付方法に関する法律上の概念としては、「現金」、「証券」及び「印紙」によるものが存在する。

他方で、特許料等及び手数料の納付については、特許法第107条第5項及び第195条第8項等の規定により、特許印紙を使用して行う旨を原則とした上で、同項ただし書により、経済産業省令で定める場合には、現金をもって納付することができるとされ、納付に係る手続書面に特許印紙又は現金納付の場合の納付済証を貼付して提出するいわゆる同時納の方法により行うこととされている。また、電子情報処理組織による手続においては、このような印紙等を貼付する方法による同時納の実現が困難であるため、実体法における特許印紙によ

21 証券を以てする歳入納付に関する法律（大正5年法律第10号）。印紙をもってする歳入金納付に関する法律（昭和23年法律第142号）。

る納付方法の特例として予納制度²²を導入するとともに、電子現金納付制度²³（いわゆる「振り込み」）のように、直接金銭の収受が生じない形態の納付についても「現金による納付」として位置付け、電子情報処理組織を使用して納付に必要な情報を送信することと等により、同時納を実現している。

以上の点を踏まえれば、口座振替による納付は、「現金による納付」として位置付けることが適当であり、口座振替納付に係る規定は、特許法第195条第8項等に定める料金納付の実体規定の特殊な手続方法を規定するものとして位置付けられる。また、口座振替制度に関する手続のうち納付に係る申出は、後述するとおり電子情報処理組織を使用して行うものに限定することから、実体法に基づく手続等の特例として電子情報処理組織を利用した手続等について定めた特例法に根拠規定を定めることとした。なお、特例法第3章において料金納付の特例である予納制度について規定していることから、口座振替制度についても同様に第3章中に第15条の2として規定することとした。

(2) 第15条の2第1項の規定振りについて

本項においては、口座振替納付を行うことができる旨の根拠規定として、前提条件等について規定している。

前述したように、口座振替による納付は、現金納付の特殊な納付方法として位置付けていることから、利用に当たっては、特許法第195条第8項ただし書等による「現金をもって納付できる場合」に該当する場合²⁴に限定する必要があるため、「特許料等又は手数料を現金をもって納めることができる場合において、・・・」と規定することとした。

また、今般導入する口座振替納付制度は、制度利用者の利便性向上を目的としたものであるが、特許庁としての料金徴収事務の簡素化その他の政策上及び行政上の利点をも見込むものでもあるため、これらの主旨に合致するものに限

22 特例法第14条及び第15条、特例法施行規則第36条から第40条。

23 特例法施行規則第41条の8から第41条の10。

24 現金省令第1条。

るものであることを明らかにするべく、「特許庁長官は、・・・その申出を受けることが特許料等又は手数料の収納上有利と認められる場合に限り、その申出を受けることができる。」と規定することとした。すなわち、前述した特許庁長官、手続者及び金融機関の三者間における事前契約が完了していない場合には申出を受け付けないことや、手続者が利用したい金融機関にリアルタイム電子決済が可能なインフラが整備されていない場合には事前契約がなされないことなど、手続者から口座振替により納付する旨の申出がされたときに無条件でそれを受け付けるのではなく、一定条件がそろった場合に限り利用可能である旨を明確にするための規定である。

さらに、今般導入する口座振替制度は、前述したとおり、①オンラインシステムを利用したリアルタイム電子決済方法による口座振替納付であること、②特許料等及び手数料の納付は手続と同時に納付する同時納の方法により行うこととされていることから、対象となる手続は、電子情報処理組織を使用した手続（いわゆる「オンライン手続」）に限定する必要があるため、「電子情報処理組織を使用して行うものに限る。」と規定した。

(3) 第15条の2第2項の規定振りについて

本項は、第1項で規定した前提条件等に対応する具体的手続については、省令にて規定する旨を明記したものである。

省令に規定する具体的事項としては、①特許庁長官、手続者及び金融機関の三者間契約に基づく事前手続の方法、②事前手続に伴う特許庁長官から手続者に対する通知事項、③口座振替納付の対象となる手続の指定、④口座振替納付の申出に関する手続書面への記載事項、⑤口座振替の申出に係る特許庁長官から金融機関に対する通知事項等について、定めることとしている。

◆工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第16条

(代理人への準用)

第十六条 前三条の規定は、特許料等又は手数料の納付をする者の委任による代理をしようとする者がその委任事務を処理するために自己の名においてする予納又は口座振替による納付に準用する。この場合において、第十五条第一項中「予納をした者」とあるのは「予納をした代理人であって本人のために特許料等又は手数料の納付をする者」と、同条第二項中「納付をした者（以下「納付者」という。）が」とあるのは「納付をした者（以下「納付者」という。）が本人のために特許料等又は手数料の納付をした代理人である場合において、本人が」と、前条第一項中「当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とあるのは「代理人であって本人のために当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」と読み替えるものとする。

改正前の第16条の規定は、予納について、出願人等の委任を受けた代理人においても、代理人の名において予納をし、その見込額から出願人等のために納付をすることができる旨を規定している。

口座振替による納付についても、出願人等から委任を受けた代理人が、出願人等のために代理人の名において口座振替納付をすることができることとするために同様の措置を講じることとした。なお、代理人が口座振替の申出をする際に、誰のために行う申出なのかを明確にするために読替規定を併せて設けている。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

平成21年1月1日とし、同日以降に行う料金納付を伴う手続について、口座振替により納付を行うことを可能とする。

なお、口座振替納付制度を利用するに当たっては、特許庁長官、手続者及び金融機関の三者間における事前の契約が完了していることが前提となるため、

当該契約に係る事前手続については、経済産業省令において、平成20年10月1日から実施できるよう措置する予定。

(2) 経過措置

なし